

第3 避難設備

(避難設備の基準)	危政令第21条の2
(避難設備を設置しなければならない製造所等及びその避難設備)	危省令第38条の2

1 誘導灯の設置 (H1.3.3 消防危第15号通知)

給油取扱所の2階部分を規則第25条の4第1項第2号に掲げる店舗、飲食店、又は展示場の用途に用いる建築物には、当該建築物の2階から直接給油取扱所の敷地外へ通ずる避難口である出入口並びにこれに通ずる通路、階段及び出入口に誘導灯を設けること。

2 誘導灯の設置位置 (H1.3.3 消防危第15号通知)

屋内給油取扱所のうち第25条の9第1号イの規定に係る給油取扱所の敷地外に直接通ずる避難口が設けられ、かつ、壁等により区画された事務所等を有するものにあつては、当該事務所等の出入口、避難口並びに当該避難口に通ずる通路、階段及び出入口に誘導灯を設けること。

3 誘導灯の基準 (H1.3.3 消防危第15号通知)

誘導灯の設置については、次によること。

- (1) 避難口及び避難口に通ずる出入口の誘導灯は、室内の各部分から容易に見通せるものであること。
- (2) 誘導灯は、大型、中型、又は小型のものとすること。
- (3) 非常電源は、20分作動できる容量以上のものであること。